鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第279回)

▶ 日時: 令和4年9月15日(木)午後4時から

▶ 場所:鳥取県庁災害対策本部室(第2庁舎3階)

▶ 出席:知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、教育委員会

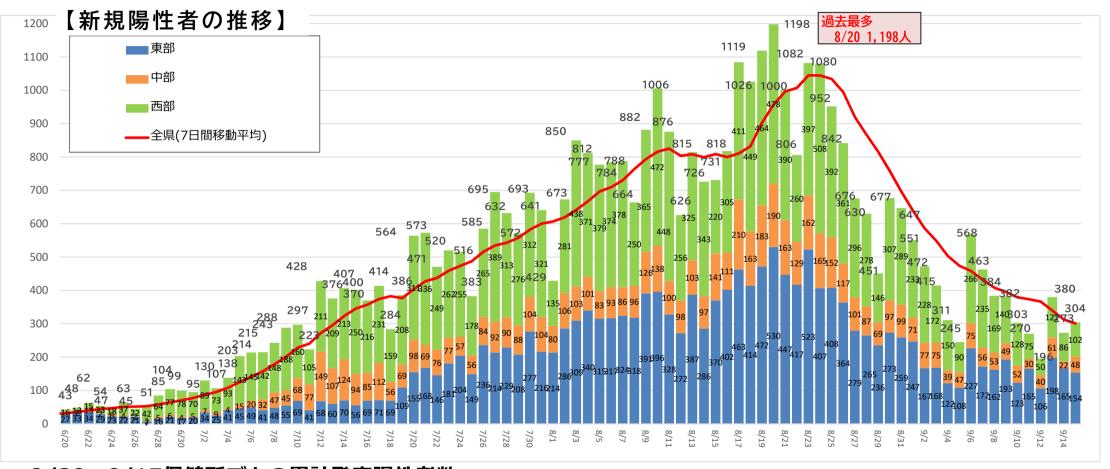
(テレビ会議参加)

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター 鳥取大学医学部 千酌教授 (アドバイザー)

▶ 議題:

- (1) 県内の感染状況について
- (2) その他

新規陽性者数の推移



6/20~9/15保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	17,158	6,713	19,937	43,808

病床使用率の推移



鳥取県BA.5対策強化宣言の終了

新規陽性者数を減少に転じさせることができたので、 「鳥取県BA.5対策強化宣言」は、本日、9月15日(木)を もって終了します。

県民の皆様にはご協力いただきありがとうございました。

〔新規陽性者数の推移〕

区分	宣言時(8/12)	今回(9/15)	(参考)過去最高時
新規陽性者数 (対人口10万人/週)	1,023.5人	380.9人	1,323.3人(8/22)

「鳥取県版 新型コロナ警報」(9月15日現在)

西部地区の「特別警報」を「警報」に切り替えて発令します。

東部地区に「警報」、中部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4~
中部地区	注意報	9/12~
西部地区	警報	9/15~

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超)(3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(9/15)> 東部(36.5 %)、中部(18.5 %)、西部(42.3 %)

[⇒]西部地区は、40%を超えており、特に警戒が必要です。

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出

新規陽性者数は減少傾向に転じていますが、引き続き高い水準で推移していることから、県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出します。

特に、高齢者施設、医療機関のほか、県外往来や学校、保育施設でも感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②新規陽性者数 の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	9/15~	491.8人/週	0.92倍
中部地区	感染拡大警戒情報	9/15~	304.5人/週	0.71倍
西部地区	感染拡大警戒情報	9/15~	305.6人/週	0.46倍

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている

Ⅲ:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (9月15日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に)		
13413413			Ш	IV
新規陽性者数(対人口10万人/週)	380.9人 (2,108人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	35.6% (125/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	4.3% (2/47床)	_	5 (0 %

参考指標	数値(9月15日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	19.6% (2,108人/10,747件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

特措法第24条第9項による要請

新規感染者数は減少傾向に転じていますが、高齢者福祉施設や医療施設での集団的感染が確認されているほか、シルバーウィークを迎え、イベントや集まりなどの交流・接触の機会が増加し、感染の再拡大に警戒が必要であり、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底など、県民の皆様のご協力をお願いします。

- ■区 域 鳥取県全域
- ■期 間 令和4年9月15日(木)から9月30日(金)まで
- 飛沫を意識して、メリハリのあるマスク着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- エアロゾルを意識した換気の徹底(エアコン使用時もこまめな換気)
- 大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- シルバーウィークや大学再開に伴う帰省など、県外往来の際は積極的に無料検査を受検
- 発熱などの症状があれば、電話をした上で、通常の診療時間に受診
- ワクチンの早期接種による発症・重症化リスクの低減

無料検査(PCR検査等)の延長

- ○無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- ○現在、県内101ヶ所の無料検査所において検査実施中です。 お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
 - ※東部:41ヶ所、中部:25ヶ所、西部:35ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
 - ※鳥取県無料検査コールセンター **☎0570-783-563** (土日含む毎日、9時~17時)
- ○無料検査事業は10月31日まで延長しますので、ご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に 受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する 支援制度を是非ご活用ください。





BA.5対応型安心確立進化系システムのバージョンアップ

感染状況に応じて機動的に対応できる可変的な体制を整備

<発生届の届出対象外の方>

医療機関受診/行政検査/無料検査



- ・医療機関等で案内チラシ配布
- ・電子申請と電話で登録受付

陽性者コンタクトセンター登録

対象者の登録割合 98% WEB登録割合 51% ※9/2~11の県管轄分集計



- ・当日中に受付処理完了
- ・翌日から健康観察開始
- ・翌日中に支援物資発送

在宅療養·宿泊療養



【陽性者コンタクトセンターの今後の運営方針】

- ・収束局面及び再拡大時は陽性者への聞取り項目を 柔軟に追加設定(積極的疫学調査の柔軟運用)
- ・電子申請による登録を推進(広報の強化)
- ・夜間休日等の診療体制強化
- ・経験職員による業務管理体制を確立(兼務発令)
- ・定型的業務の外部委託をさらに推進

- ◆ 安心して在宅療養できる支援体制の充実
- ◆ 安定した組織運営と職員の業務負担軽減の両立

保健所応援・陽性者コンタクトセンターの体制

感染が再拡大しても遅滞なく陽性者対応できるよう効率的で持続可能な体制整備を進める

- ◆感染状況に応じて日々柔軟に応援人数を調整
- ◆定型的業務の外部委託をさらに推進

【現在実施中の業務と外部委託推進の方向性】

O現地応援業務

- ・「学校感染拡大防止」「子ども関係施設等感染防止」「社会福祉施設感染防止」の特命チーム派遣 ⇒クラスター発生状況に応じて継続派遣
- O県庁Uモート業務
 - ・疫学調査やコンタクトセンター登録のための電話聞取 ・在宅療養者に対する電話説明
 - ・療養証明発行業務 ・MY HER-SYSによる在宅療養者等の健康観察
 - **⇒応援職員数は柔軟に調整・定型業務の切り出し等により外部委託の拡大を引き続き調整**

〇陽性者コンタクトセンター業務

- ・陽性者登録(聞き取り)業務・・相談対応業務
- ・パルスオキシメーター及び食料の配達業務 (⇒外部委託済み)
 - ⇒外部委託対象範囲の拡大を調整中

生命保険会社への療養証明書に関する緊急申入れ

- ○本日、各生命保険会社に対して、入院給付金等の保険金請求手続き に当たっては、<mark>療養証明書の添付を求めない取扱い</mark>を徹底していた だくよう緊急申入れを行いました。
- ・入院給付金等の請求に必要な添付書類については、各社の判断で、 PCR検査等の結果通知等に見直すこととし、医療機関、陽性者コンタクトセンター等には一切療養証明書の発行を求めない運用へと見直しされたところ
- ・しかし、その後も療養証明書の発行依頼が多数寄せられている状況
- ・コロナ陽性となった方が、証明書発行のことで心配することなく、安心して療養できる環境を整備するため、緊急申入れを行ったもの



県内大学等における夏季休業明けの感染対策の徹底

改めて学生一人一人に対し周知徹底いただくとともに、感染を拡げないよう、接触者 の把握や早期に検査を促すなどの囲い込み策への協力について、各大学等に依頼

- ➤ 基本的感染防止対策・健康観察等のより一層の徹底
- ➤ 感染した場合のコンタクトセンターへの登録
- ➤ ワクチン接種の推進
- ➢ 接触者の把握や早期のPCR検査等受検への協力

学校名(授業等開始日)	主な対応等
鳥取大学 (鳥取地区 10/3~) (米子地区 9/15他~)	〇十分な感染対策を行った上で、原則として対面授業を実施 〇県外へ帰省等した学生に対し、余裕をもって帰着し、無料PCR検査の利用や健康観察を行うよう指示 〇体調不良時は、登校を控えるよう指示
公立鳥取環境大学 (9/20~)	〇ガイダンス、授業は、十分な感染症対策を行った上で対面主体で実施 〇県外へ帰省等した学生に対し、無料PCR検査の利用や健康観察を行うよう指示 〇体調不良時は、登校を控えるよう指示
鳥取看護大学 鳥取短期大学 (9/27~)	〇十分な感染症対策を行った上で、看護大学はハイブリッド(リモートと対面の併用)、短期大学は対面で授業を実施 〇帰寮時には、健康観察チェックシートを確認
米子工業高等専門学校 (9/20~)	〇十分な感染対策を行った上で、対面授業を実施 〇9/19開寮時には「帰寮前7日間の健康観察記録」を確認の上、感染に不安がある場合は、無料PCR検査等を活用 〇体調不良時は、登校を控えるよう指示

学校の対応

新学期が始まってからも学校で感染が続いています。今後も各学校の行事や部活動の大会等が数多く予定されており、引き続き、感染拡大防止に向けて、<mark>緊張感を持って対策の徹底</mark>を図りましょう。



◎健康観察等のより一層の徹底

- ・体調不良・風邪症状等の場合は絶対に登校・出勤せず、速やかに医療機関を受診
- ◎エアロゾル感染防止として、サーキュレーター等を使用し<mark>空気の流れを確保</mark>した<mark>換</mark> 気の徹底
 - ・授業中 → 常時窓等を開けて空気の流れを確保し、数分間の窓開け換気の実施を徹底
 - ・部活動 → 体育館における活動においても、適切な換気を徹底

学校行事 部活動

◎学校行事等における密を徹底的に回避

- ・学校祭、球技大会等は感染防止対策を徹底して実施
 - ⇒ 密にならない種目、接触を可能な限り回避する等の工夫
- ◎ガイドラインに沿って、部活動における感染防止対策をより一層徹底
 - ・練習開始前の健康観察を必ず行い、体調不良の生徒は活動に参加しないことを徹底
 - ・練習開始前、休憩中等の手洗い、手指消毒の徹底、共用物の定期的な消毒の徹底
 - ・<mark>活動中以外のマスク</mark>の着用を徹底(休憩中、ミーティング中 等)
 - ・部室等利用時の感染防止対策の徹底(人数、換気、飲食禁止や会話を控える等)

社会福祉施設の感染拡大抑制対策強化

社会福祉施設では、9月以降も、利用者・職員の陽性者が発生し、クラスターが続いています。感染対策等の徹底を改めてお願いします。

(9月2日~社会福祉施設関係者の陽性者数) 職員138人 利用者183人 【最近のクラスター事例から】

- ・入浴、脱衣場の換気が不十分で、かつ密な状態
- ・窓をすべて閉めた送迎車での送迎
- ・職員の休憩室の換気不足、会話、密に伴う感染
- ・パーテーションなし、狭い間隔での食事
- ・濃度の足りていないアルコール消毒を使用

- → ゆとりある浴室運用を。
- → 狭い車内は、マスクしていても危険。
- → 時間差利用で感染防止。
 - → 横1m以上の間隔を。
 - → 70%以上のものを使用する。

●職員からの感染防止の徹底

・不調を感じたら出勤しない・させない、家族陽性時の3日間検査の積極的な実施。 PCR検査等支援事業補助金の支援拡充 → 10月末まで延長しています。



・涼しい季節に向かいます。窓2か所以上を常時10cm以上開放し、風の流れを作りましょう。

- ◈基本的な感染対策を確実に実施
 - ・食事の際のパーテーションと隣との間隔、職員休憩室での密回避、頻回かつ丁寧な消毒マスクを付けられない利用者のケアの際の対策徹底(フェイスシールドなど) など



医療機関感染拡大抑制対策強化

- 医療従事者や入院患者など医療機関関係者の感染事例が続いています。
- 診療体制への影響を最小限に抑えるため、各医療機関においては、今一度、<u>基本的</u>な感染対策の点検、徹底とともに、BA5系統の特性に応じた対策をお願いします。

(9月2日~ 医療機関関係者の陽性者数) 職員62人、患者40人

【感染制御地域支援ネットワーク会議(9/9開催)での専門家チーム員による主な意見】

- ・職員の感染対策に対する意識の高さが重要。正しい防護服の着脱等、基本的な対策をしっかり実施すること。
- ・これまでのウイルスと感染力が違うため、換気はとても重要。
- ・院内感染発生時において、定期的な一斉検査による早期の感染者の洗い出しが重要。
- ・早期のN95マスクの着用が重要。その場合、患者対応時だけではなく、広範囲での着用(病棟内着用)を検討。等

◆基本的な感染対策の点検、徹底

- ・個々の職員が実施する感染対策(防護服の着脱等)の定期的な確認。
- ・適切な感染対策を行うための<u>環境整備の確認、構築。</u>
- ◆ウイルス特性(※)に応じた対策強化 (※)エアロゾル感染の懸念、家庭内感染の多発
 - ·空気の流れの確認及びレッドゾーンから空気がグリーンゾーンへ流れ込まないための工夫。
 - ・患者に対する入院時検査や体調不良時の検査、職員家族の体調不調時の検査等、<u>積極的な検査</u>による早期発見。
 - ➡PCR検査等補助金(補助対象を職員家族も対象)の活用 ※10月末まで支援の拡充を延長。
 - ・エアロゾル対策として院内感染が疑われる場合でのN95マスクの積極的な活用。

秋の行楽シーズンに向けた感染防止対策~イベント~

秋は連休も多く、様々なイベントが開催される時期です。 イベント後の打ち上げも含め感染防止対策の徹底をお願いします。

屋外イベントでも油断は禁物!!

- ○運動会、秋祭り等はマスクを外す機会も多いので、十分対策を心がけてください
 - ・大声を出さない
 - マスクはできるだけ着用
 - ・密にならない環境づくりを徹底 屋台や出店等での密集回避や入場制限 など

屋内イベントでの対策の徹底

- ・広めの会場で開催し、十分な換気対策 (換気扇による常時換気、又は30分に1回数分 程度窓を全開にして空気を完全に入れ換える)
- ・エアコン使用時も窓開け換気
- ・マスクの常時着用の呼びかけの徹底
- ・ステージ・舞台裏での声援や大声の制限

基本的な対策の徹底

- ○来場者、出演者・スタッフの体調管理
 - ・検温を実施し、発熱等の症状がある場合は参加しない
 - ・県外からの出演者はPCR受検を推奨
- ○イベント前後の会食は、認証店を利用し黙食・マスク会食の実施



県外往来時の感染対策の徹底

シルバーウィーク等の連休もあり、県外往来の機会が増加します。 県外往来前後の無料検査を含め、基本的な感染対策の徹底を引き続きお願いします。

県外にお出かけする際は、

- ✓ <u>基本的な感染対策が引き続き重要です。正しいマスクの着用、消毒の徹底、人混みなど</u> 密を避けるなど感染対策をお願いします
- ✓ 飲食の際は、<u>感染対策が徹底されたお店を利用</u>し、<u>黙食・マスク会食</u>をお願いします

県外から来県、帰県される際は、

- √ <u>来県前後1週間は、</u>大人数での会食など<u>感染リスクの高い行動は控えましょう</u>
- ✓ 家庭内でも感染対策を徹底しましょう(宿泊施設の利用も検討しましょう)

県外にお出かけする際も、鳥取県にお越しになる際も、

- √ <u>積極的に無料検査を受けてください</u>
- ✓ 体調が悪い時は、無理をせず県外往来は避けましょう

2価ワクチン接種間隔短縮の見直しに係る準備

〔9/12厚生労働省薬事・食品衛生審議会における議論〕

- 2価ワクチンの接種間隔は少なくとも5カ月とする
- ・今後、接種間隔を3カ月としている海外の動向、有効性、安全性等の情報を踏まえ、接種間隔を短縮する方向で検討し、10月下旬までに結論を得る

⇒ 接種期間短縮に伴う対象者の増加に対応するとともに、接種希望者が早期に接種できる体制を整備

- ○大学や企業等と連携して職域接種を推進
- ○会場増強・時間延長(目標:5,000回/日)
- ○市町村による接種券送付の前倒し
- ○接種の担い手の確保(看護協会等へ協力依頼)
- ※年内に完了できるよう市町村、医師会等関係機関 と協議を進める
- ★9/20(火)から2価ワクチンの接種可能に

11月から接種間隔見直し(5→3か月)した場合の接種対象者数試算(9/12時点)

接種が可能な時期	R4.9月	R4.10月	R4.11月	R4.12月	合計
60歳以上	45,311	13,439	64,764	75,464	198,978
4回目接種完了者	-	1	58,759	75,243	134,002
3回目接種完了しており4回目が未接種の方	35,151	13,307	5,811	195	54,464
2回目接種完了しており3回目が未接種の方	10,160	132	194	26	10,512
12~59歳	68,751	47,234	98,668	16,852	231,505
4回目接種完了者	_		1,680	15,723	17,403
3回目接種完了しており4回目が未接種の方	33,564	45,967	67,624	1,032	148,187
2回目接種完了しており3回目が未接種の方	35,187	1,267	29,364	97	65,915
合計	114,062	60,673	163,432	92,316	430,483

ワクチン供給量 計: 141,910回分(当初 129,060回+9/13 追加12,850回(10月前半配送)) フチン供給 95,130 46,780 ※順次供給予定

⇒9/24(土)から2価ワクチンの接種を県営接種会場において開始(予約受付:9/16~)

会場:新日本海新聞社、イオンモール鳥取北(新規開設)、イオンモール日吉津

季節性インフルエンザへの対応

〔8/31日本医師会釜萢常任理事の発言〕

- ・インフルとコロナワクチンは同時接種を含めて幅広く接種する方法が望ましい。
- ・接種のために2回に分けて医療機関に行く必要がなく、利便性が高まる。
- ⇒ この冬、同時流行の可能性があることから、対応可能な医療機関においてはどちらのワクチン接種も 実施いただくよう県医師会等を通じて依頼



「感染防御型Withコロナ」観光支援拡大

#WeLove山陰キャンペーン、スペシャル・ウェルカニキャンペーン(~9月末)

- ○島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県、兵庫県と相互割引を9月末まで実施中。
- ○現在、停止中の広島県民、愛媛県民の旅行代金の割引・クーポン配布を再開します。

広島県民:9月16日(金)~ 愛媛県民:9月17日(土)~

- ※鳥取県民も両県で割引等が受けられます。
- 割引内容:県内ホテル・旅館等の宿泊料の割引 (補助率:1/2、上限5,000円/人・泊) 旅行会社が実施する県内宿泊・日帰り旅行代金の割引 (補助率:1/2、上限5,000円/人) 観光施設・アクティビティ (補助率:1/2、上限3,000円/人) ←#WeLove山陰CPのみ
- ■クーポン:県内の飲食店、土産物店、交通機関等で利用できるクーポンを配布
- ※全国を対象とした観光需要喚起策「全国旅行支援」の実施を国の動向を注視しつつ検討中



クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

変学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が以下のとおり発生したことが 9/14(水)に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
411	社会福祉施設	0	鳥取市	16名	8/27~9/10
412	高齢者福祉施設	\bigcirc	東伯郡	9名	9/7~13

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養又は在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(411例目)

社会福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員16名	鳥取市

まん延防止のための措置(第6条)

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について (第7条)

• 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公 表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針を参酌し、機能別クラスター対策チーム等において、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(412例目)

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員9名	東伯郡

まん延防止のための措置(第6条)

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた筒所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について(第7条)

• 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、機能別クラスター対策チーム等において、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(抄)

(まん延防止のための措置)

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設使用者」という。)は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力(全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。)し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

(必要な措置の勧告)

- 第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。
- 3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など 様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることがないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<こころとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
10 改版	又的时间	电印	I AA
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	_
県立精神保健福祉センター		0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所	8:30~17:15	0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所	(土日祝を除く)	0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392